

下水道事業経営状況と市営浄化槽事業 の今後の方針について

2026.4.14

下水道課

下水道事業経営状況

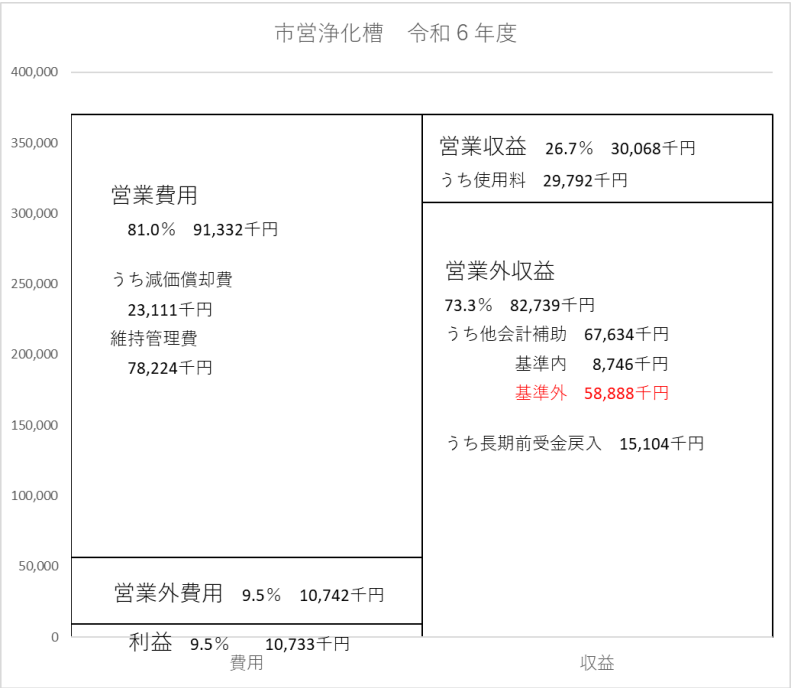
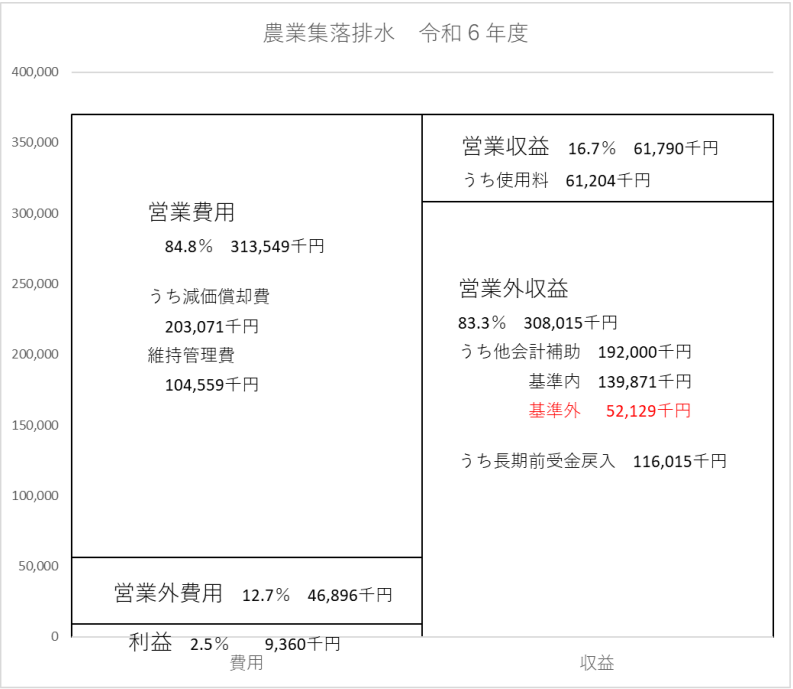
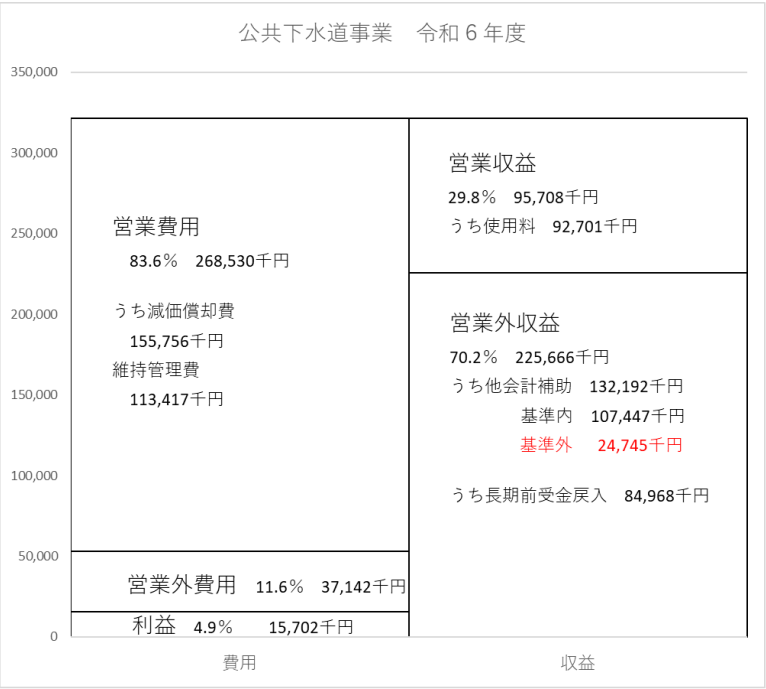
令和4年度～企業会計へ移行

公共下水道事業・農業集落排水事業・市営浄化槽事業 3事業

下水道事業は、**受益者負担**を原則としながらも、一般会計からの繰入金無しには、経営ができない事業。

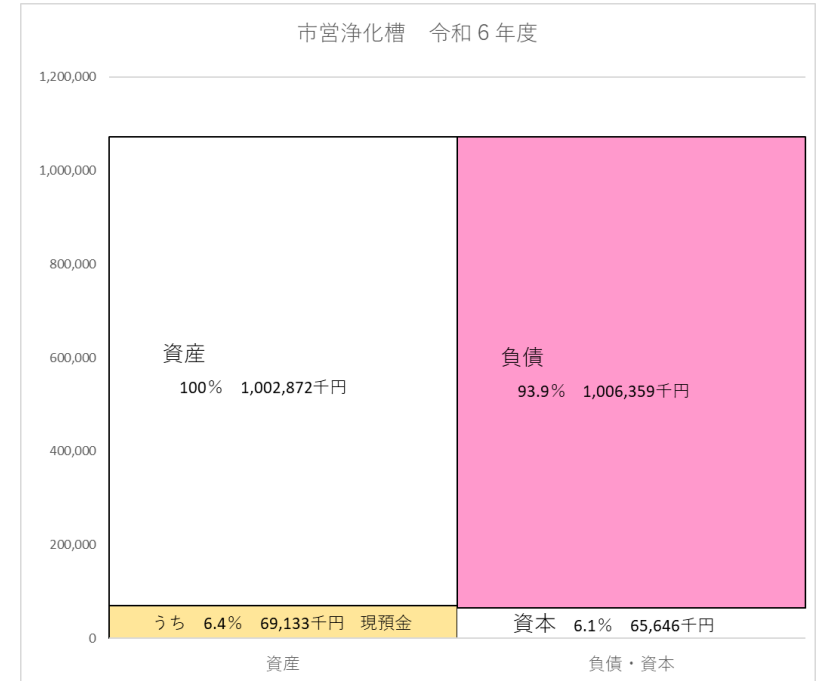
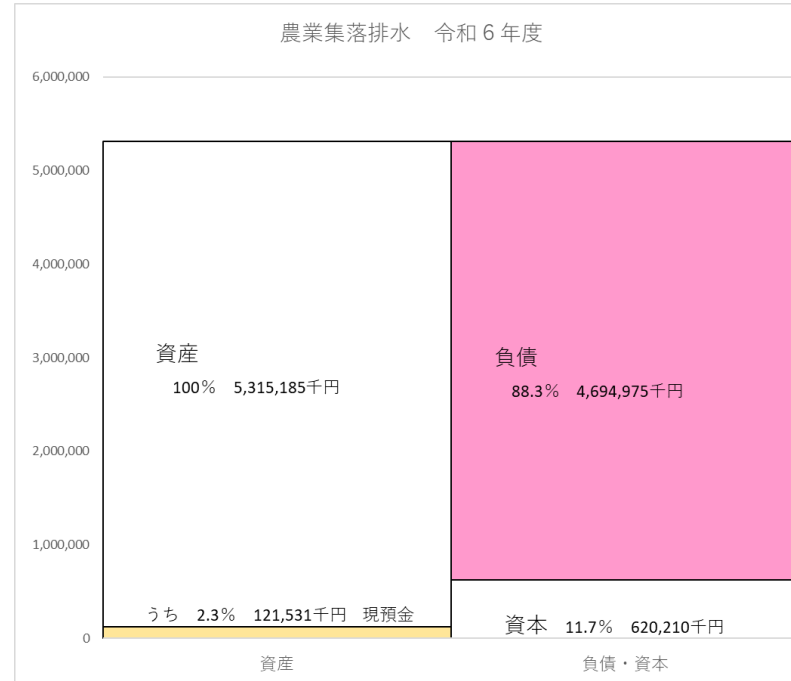
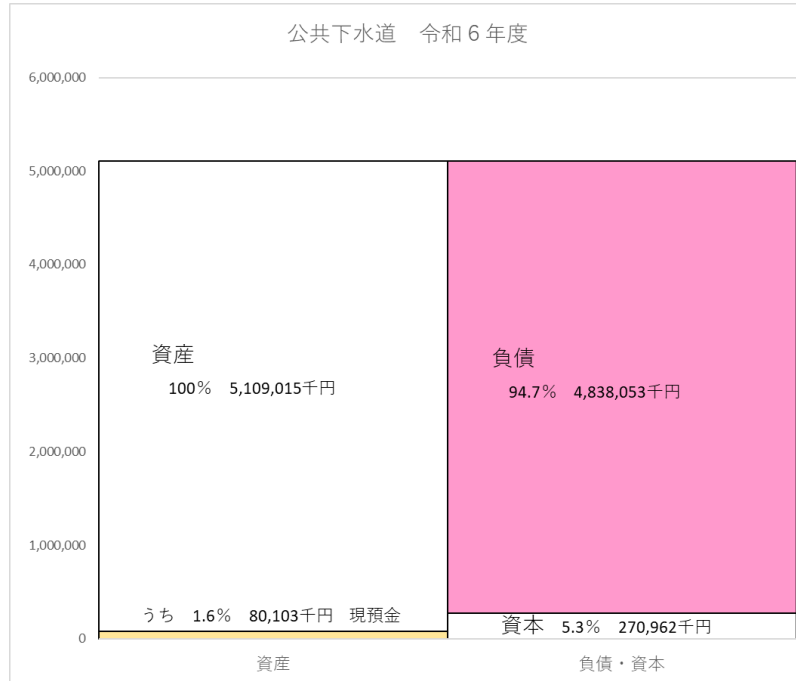
R4	433,023千円	(基準内263,183千円	基準外169,840千円)
R5	447,098千円	(基準内289,240千円	基準外157,858千円)
R6	431,042千円	(基準内295,279千円	基準外135,763千円)
R7	400,000千円	(基準内289,357千円	基準外110,643千円)

損益計算書



一会計期間における経営成績を示す決算書
1 年間の利益の生み出し方や額がわかる

貸借対照表



3月31日時点における、資産・負債・純資産の状態を表した書類
財政状況を知ることができる。

経費回収率	公共下水道	農業集落排水	市営浄化槽	全体
令和4年度 (%)	71.91	56.72	47.49	58.71
令和5年度 (%)	62.76	64.36	36.87	52.64
令和6年度 (%)	80.28	57.41	37.12	60.76

←30%程度の値上げ（料金改定）

令和7年度見込 (%)	100	80	50	75
-------------	-----	----	----	----

※経費回収率

使用料で污水处理費を回収している割合のこと

令和7年度料金改定

5年収支見込 **120,000千円の赤字**

120,000千円の増額料金改定は、改定率60%

家計に与える影響が大きい

→**60,000千円の増額（改定率30%）** 次回令和11年に料金改定（段階的措置）

受益者負担の原則

令和8年度下水道事業経営の検討

市の財政状況が厳しい。一般会計からの繰入金に限度がある。

污水处理事業（維持管理）を止めることはできない。

持続可能な下水道事業経営の運営をするため

市営浄化槽事業の事業見直しに着手

市営浄化槽事業の今後の方針

令和6年度決算数値
 （浄化槽のみ）

					実質赤字				
支出	維持管理費 78,224千円						資本費 23,850千円		利益剰余金 10,733千円
	処理場費 58,744千円				その他 19,480千円		支払利息 739千円	減価償却費 23,111千円	利益剰余金 10,733千円 ※4条補てん財源
収入	使用料収入 29,792千円	長期前受金戻入 15,104千円	その他 277千円	基準内繰入 8,746千円	基準外繰入 58,888千円				
	使用料収入 29,792千円	長期前受金戻入 15,104千円	その他 277千円		一般会計繰入金 67,634千円				

浄化槽事業については、使用料収入は利益剰余金を除く支出割合の約30%
 他会計補助金（基準外繰入）は約60%

R7年5月の料金改定は、使用水量に応じた料金改定であり、改善はするが、処理場費すべてを賄うだけの
 料金改定はできていない（30%→50%）整備すればするほど、赤字は膨らむ

浄化槽の特徴
 浄化槽の整備については使用人数（宅地（延べ床）面積）・使用用途により、人槽が異なる。
 浄化槽法に定める維持管理費（清掃年1回、点検年3～4回、11条法定検査）を行わなければならない。
 浄化槽の維持管理費は、人槽に比例する。

浄化槽整備件数（R4～R6）

浄化槽整備	計	5人槽	7人槽	10人槽	15人槽	20人槽	21人槽	25人槽	28人槽	30人槽	35人槽	40人槽	42人槽	45人槽	50人槽
R4	59	38	17	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
R5	61	39	15	0	1	1	1	0	1	0	2	0	0	1	0
R6	55	37	12	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1

帰属件数	計	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	14人槽	18人槽
R4	14	2	1	8	1	2	0	0
R5	10	0	0	4	2	1	2	1
R6	8	1	2	5	0	0	0	0

浄化槽整備費平均（円）	5人槽	7人槽	10人槽	15人槽	20人槽	21人槽	25人槽	28人槽	30人槽	35人槽	40人槽	42人槽	45人槽	50人槽
R4	1,056,782	1,264,871	1,615,900	3,070,100		3,410,000	4,149,200							
R5	1,085,164	1,265,413		2,706,000	3,329,700	3,481,500		4,049,100		4,922,500			6,389,900	
R6	1,220,908	1,470,040	2,060,850			4,075,500					7,288,600	7,016,900		6,441,000

内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新規	31	37	32
単独浄化槽からの切替	2	3	3
し尿汲み取りからの切替	22	19	15
個人合併浄化槽破損	4	2	5
計	59	61	55

浄化槽維持管理件数（R4～R6）

維持管理件数（3月末）	～5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	9～10人槽	11～12人槽	13～14人槽	15人槽	16人槽
R4	325	14	298	13	56	2	16	2	0
R5	359	14	315	15	57	2	19	2	0
R6	389	16	330	15	59	2	19	2	0
維持管理件数（3月末）	17～18人槽	19～20人槽	21人槽	22～24人槽	25～30人槽	31～35人槽	36～40人槽	41～45人槽	46～50人槽
R4	3	3	3	0	7	2	0	0	2
R5	4	4	4	0	8	4	0	1	2
R6	4	4	5	0	8	4	1	2	3
維持管理件数（3月末）	計								
R4	746								
R5	810								
R6	863								

浄化槽維持管理費用 (R6)

(単位：円)

維持管理 1ヵ月 (税込)	清掃・点検
～ 5 人槽	4,490
6 人槽	4,950
7 人槽	5,320
8 人槽	5,770
9 ～ 10 人槽	6,600
11 ～ 12 人槽	7,420
13 ～ 14 人槽	8,340
15 人槽	8,700
16 人槽	9,080
17 ～ 18 人槽	9,900
19 ～ 20 人槽	10,720
21 人槽	11,550
22 ～ 24 人槽	13,100
25 ～ 30 人槽	15,400
31 ～ 35 人槽	17,410
36 ～ 40 人槽	19,520
41 ～ 45 人槽	21,450
46 ～ 50 人槽	23,470

(単位：円)

汚泥運搬 1年間 (税抜)	合計	
R6	417件	3,481,549

(単位：円)

法定検査	7条検査	11条検査
R6	410,200	3,240,800
	5～20人槽 7,000円 21～50人槽 11,000円	5～20人槽 4,700円 21～50人槽 8,000円

(単位：円)

修繕費 1年間 (税抜)	計	浄化槽補修	ブロワ修繕	ブロワ交換
R6	1,612,164	1,067,010	285,660	44,900
		マンホールふた	薬筒交換	その他
		0	24,052	190,542

※浄化槽本体のメーカー保証が10年。平成27年から市営浄化槽事業を行っており、今後修繕費が増える見込み

浄化槽使用料 (水道使用水量に基づく)

(単位：円)

使用水量段階別集計表	R4		R5		R6	
	件数	使用料(税込)	件数	使用料(税込)	件数	使用料(税込)
0m ³	249	328,680	262	345,840	292	385,440
1～5m ³	636	839,520	802	1,058,640	863	1,139,160
6～10m ³	1,315	1,735,800	1,372	1,811,040	1,623	2,142,360
11～15m ³	1,974	3,611,220	2,271	4,143,285	2,420	4,443,615
16～20m ³	1,966	5,172,770	2,157	5,634,640	2,341	6,164,070
21～30m ³	2,332	8,767,180	2,446	9,170,185	2,637	9,863,865
31～50m ³	972	5,628,590	1,043	6,043,035	1,122	6,429,555
51～100m ³	133	1,320,160	138	1,370,430	149	1,448,700
101～150m ³	7	156,410	4	76,230	20	383,460
151～200m ³	7	191,050	11	314,480	10	280,665
201m ³ ～	0	0	0	0	2	90,750
計	9,591	27,751,380	10,506	29,967,805	11,479	32,771,640

設置基数・浄化槽の帰属により、毎年の使用料は増額

市営浄化槽事業の事業見直し

市町村設置型で浄化槽の整備

生活環境の向上と公共用水域の水質保全を目的として、水洗化を向上させるため

①整備計画の見直し

市営浄化槽事業 平成27年～実施

令和4年～令和8年の5か年の整備計画（循環型社会形成推進交付金）

年間80基→5か年で計400基を計画値（令和6年実績をふまえ、年間60基整備に変更）

個人設置浄化槽整備補助金に変更（一般会計）

②料金体系の見直し

公共下水道・農業集落排水事業は集合処理、浄化槽事業は個別処理

浄化槽の維持管理は人槽によって異なるため、使用水量によって料金算定することは採算×

個人設置浄化槽は、人槽により維持管理業者が維持管理費用を徴収

浄化槽使用者の負担の公平性、受益者負担の原則

人槽毎の料金体系に変更することで、経営改善を図る。

③帰属浄化槽の受入れの廃止

個人設置浄化槽と市町村設置浄化槽の負担の公平性による料金体系の見直しに合わせて、人槽体系へと料金体系を変更するため、帰属浄化槽の受入りを廃止する。

④個別浄化槽の無償譲渡

平成27年～令和8年度にかけて、環境省の補助を得て、「市設置型浄化槽」を整備し、使用者の浄化槽使用料をもとに維持管理を行ってきた。社会情勢や市の財政負担を踏まえ、設置から10年を経過する使用者の方に無償譲渡し、順次個人管理への移行を進める。

（他市事例）茨城県小美玉市、福岡県みやま市、熊本県天草市、宮崎県日南市

市町村管理→**個人管理**への移行